

医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議供給情報ワーキンググループ開催要綱

1. 開催趣旨

医療上必要不可欠であって、汎用され、安定確保が求められる医薬品については、原因の如何を問わず、供給の停止により、医療の提供に支障を来たす恐れがある。実際に、一部の抗菌薬について医療の円滑な提供に深刻な影響を及ぼす事案が発生したことを受け、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官の意見聴取の場として、医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議（以下「安定確保会議」という。）を開催し、医療用医薬品の安定確保策に関する議論を行っている。

令和2年末以降、現在も続いている足下の後発医薬品を中心とした供給不安に対処するため、令和5年4月から、医薬品の正確な供給情報等をできる限り迅速に把握・提供するための事業を開始したところであるが、より効果的な医薬品等の供給情報の収集や医療現場等への情報提供のあり方について、具体的な検討を進めるため、安定確保会議の下に供給情報ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催することとする。

2. 検討事項

- (1) これまでに安定確保会議で指摘された課題の整理等
- (2) その他必要な事項

3. 構成員

- (1) WGは、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) WGは、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) WGは、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

4. 運営

- (1) WGは、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官が、構成員の参集を求め開催する。
- (2) 座長は、WGの議事を整理する。
- (3) WGの庶務は医政局医薬産業振興・医療情報企画課が行う。
- (4) 座長に事故があるときは、構成員のうちからWGがあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

- (5) WGは、企業等の非公開の情報を含めた情報を扱い、その公開により個人・個社又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれや自由闊達な意見交換に支障を来すおそれがあることから、原則非公開とする。
- (6) 議事概要是、後日ホームページにおいて公表する。また、資料は、座長が認める範囲において公開する。
- (7) その他、WGの運営に関する必要な事項は、座長がWGの了承を得て、その取り扱いを定める。

(別紙)

医療用医薬品の安定確保に関する関係者会議供給情報ワーキンググループ

氏名	ふりがな	現職
一條 武	いちじょう たけし	一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 副会長
川上 純一	かわかみ じゅんいち	一般社団法人日本病院薬剤師会 副会長
國廣 吉臣	くにひろ よしみ	日本製薬団体連合会 安定確保委員会情報提供検討部会 供給不安解消タスクフォースリーダー
坂巻 弘之	さかまき ひろゆき	一般社団法人医薬政策企画 P-Cubed 代表理事
豊見 敦	とよみ あつし	公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
原 靖明	はら やすあき	一般社団法人日本保険薬局協会医薬品流通・OTC検討委員会 副委員長
藤川 伊知郎	ふじかわ いちろう	一般社団法人日本薬業貿易協会 会長
三村 優美子 ◎座長	みむら ゆみこ	青山学院大学 名誉教授
宮川 政昭	みやかわ まさあき	公益社団法人日本医師会 常任理事

(計9名、氏名五十音順)